

仕 様 書

1. 件 名 東日本貯金事務計算センターで使用するガス

2. 需要場所

(1) 名 称 東日本貯金事務計算センター

(2) 所在地 千葉県印西市

3. 仕 様

(1) ガスの種類 都市ガス 13A

(2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による。

(3) 供給圧力 中圧

(4) 対象メーター

型式	号数	能力	(ガスメーター記載の 9 桁番号、設置場所)
RMB	500	500	(082・859・224、中圧：蒸気ボイラほか)

4. 予定ガス使用量

(1) 契約最大時間流量 130 m³/h

※契約最大時間流量とは、1年間を通じての1時間あたりの最大ガス使用量を行い、原則としてこれを超えないものとする。

(2) 契約年間ガス使用量 426,000 m³

※契約年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の予定月別使用量の合計量という。

(3) 契約年間引取量（契約年間ガス使用量の90%） 383,400 m³

※契約年間引取量とは、契約で定める1年間の最低引取量という。

(4) 予定月別使用量

(単位： m³)

年 月	使用量 (合計)	使用量 (中圧)
令和 5年 10月	26,350	26,350
令和 5年 11月	34,500	34,500
令和 5年 12月	43,400	43,400
令和 6年 1月	54,250	54,250
令和 6年 2月	44,800	44,800

令和 6年 3月	38,750	38,750
令和 6年 4月	33,000	33,000
令和 6年 5月	28,850	28,850
令和 6年 6月	25,500	25,500
令和 6年 7月	32,550	32,550
令和 6年 8月	32,550	32,550
令和 6年 9月	31,500	31,500
計	426,000	426,000

使用量 (中圧)・・・中圧導管からの引き込みによるガス使用量

5. 供給期間 自 令和 6年 10月 1日
至 令和 7年 9月 30日

6. 保 安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより一般ガス導管事業者が負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については、協議の上、確認、決定するものとする。

7. 料金

- (1) ガス料金は、公的機関の発表する貿易統計(平成27年6月から8月の平均値)のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金はLNGトン当たり1,860円、LPGトン当たり1,860円の場合のものとする。
- (2) ガス料金は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。